



Title	北海道農法の現段階
Author(s)	崎浦, 誠治; SAKIURA, S.
Citation	北海道大学農經會論叢, 15, 99-107
Issue Date	1959-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10775">https://hdl.handle.net/2115/10775</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	15_p99-107.pdf



# 北海道農法の現段階

崎 浦 誠 治

戦後、農業問題研究者のあいだで農法段階の研究がにわかに活発化してきたことは、周知の事実である。わけでもタル (J. Tur) 農法、テアー (A. Tear) 農法、あるいはベルギー農法等に關して、稔り多き系統的な探求がなされたが、独りヨーロッパ農法の形成過程を闡明するのみにとどまらず、ひるがえつて中国農法の系譜をたずね、日本農法の性格を見定めようとして、幾多の注目すべき業績があげられた<sup>(1)</sup>。そしてかかる研究をつうじて、農法の転換・發展は、究極において土地所有の在り方と不可分の、内的関連性を有すること、すなわち三圃式農法や穀草式農法から輪裁式農法への転換の前提となつたものは、封建的土地所有の廢絶、農奴身分の解放にほかならなかつたし、また土地改革そのものも旧来の農法の中から内発的に自らを止揚しようとする生産力發展のモメントによつてなし遂げられたことが、明らかにされた。かくして従来個別經濟の枠内での主題の一つとして農業經營学の範疇であつた經營方式や農業技術學の對象であつた技術問題が、新たに土地所有の在り方、社会經濟構成体との関連において捉えられ、再検討されるにいたつた。

いふまでもなく北海道農業は、明治初年開拓当時、いわゆる黎明期においてアメリカの農業に学び、さらに大正末年の再編期においてデンマーク農法、ドイツ農法を摂取したが、他方において稲作の北進に表徴されるごとく、「北海道農業の府県化過程」が遂次進行してきた。おのおの系譜を異にする、わが国農法と欧米農法との二つが、北海道農業をめぐる社会經濟的諸条件のもとで、どのように交流

し、その交流をつうじて両者がいかに変質をとげ、こんにち北海道農法と称される特質ができ上つたかを見定めることは、はなはだ興味ある研究課題といわなければならない。しかしながら、こうした農法の展開過程を叙述することは、長期にわたる研究の積み重ねを俟たなければならない。今はその時期でない。ここでは現段階に限つて、北海道農法の性格を明らかにし、その段階性を把握したいと思う。

若干問題の限定を試みるならば、本稿では畑作農業についてのみ贅説することとして、水田農業に関しては割愛する。また水田酪農<sup>11</sup>田畑輪換も省略する。北海道の畑作農業を論ずる場合、これと府県の畑作農業との間にも何程かの関連性が存するが、この点もあえて触れない。

註(1) 飯沼二郎「資本制農企業の展開と農業経営学の成立」「テーヤによる経験的『輪作』理論の形成」「農学成立史の研究」岩片磯雄「農業経営の基本問題」、熊代幸雄「乾地農法における東洋的と近代の命題」、加用信文「日本農法の性格」等参照。

## 二

農法とは何か。まずその概念規定をおこなつておきたい。通常農法といえば、三圃式法、輪裁式農法という用語例のごとく、経営方式の意味に解せられている<sup>12</sup>。もとよりこの場合、経営方式といつても、私経済的利益を追求するための植産、畜産、加工部門の組合せを指すものではなく、生産力の一定の発展段階に照応する技術体系、特に地力再生産メカニズムを中心とする技術体系にほかならない。これにひきかえ、もつぱら労働用具に着目して、労働用具を中軸とする農業技術体系の意味に解する見方がある。手耨耕農法やブラウ農法と呼ばれる場合がそれである。また乾燥農法というように、特定の風土的條件に適合せる営農(Farming)を、農法の名で呼ぶこともある。

いずれにせよ、農法の実体は、農業技術の体系であると解して、誤らない。およそ農業技術は、自らのうちに労働組織としての協業・分業、手労働・犁耕労働というがごとき労働要具との結合様式、および物的生産諸力間の、もしくは物的生産諸力内部の諸関係、例えば土壌と牽引抵抗、肥料成分の構成、作物成長と気象要素、クローツプ・ローテーションのように直接技術学の対象となる領域等を包摂するが、これらはすべて主体の生産的実践をつうじて相互に結合され、体系化される。技術は本来このように体系化されたものとして実在するわけであるが、個々の部門、個々の作物、例えば稲作なら稲作技術として体系化されているのみならず、稲作、畑作、酪農等各作物、

各部門相互間において体系化され、組織づけられている。かかる組織づけられた農業技術体系の総体が農法にはかならない。

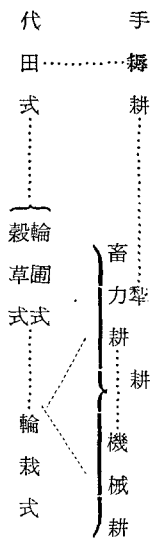
もしかように解するならば、農法は社会経済の発展段階に依じて相違すべき歴史性を有するはずである。何となれば、生産的実践の主体は、本来社会的、歴史的存在であり、物的生産諸力の社会的在り方も、歴史のそれぞれの段階に依じて異なるからである。つまり要するに農法はすぐれて歴史的な範疇である。

ところで歴史的範疇たる農法の段階性は、従来しばし労働要具もしくは経営方式によつて一義的に表徴されてきた。労働要具をもつて農法段階を劃することは、一応正しいといえる。何となれば、労働用具は人間労働力の発達に分度器たるのみならず、労働がそのもとでおこなわれる社会的諸関係の指標ともなるからである。けれども労働用具のみでは農法形成の基底的要件たる地力再生産メカニズムの段階性が明らかにされ得ない。

もしかかかる地力再生産メカニズムを視点において、農法の段階性を捉えようとするれば、経営方式を区分標識とするほかない。しばしば農法Ⅱ経営方式と規定されるゆえんは、ここにある。

しかしながら経営方式のみが地力再生産・地力造成に寄与するわけではない。わが国では古くから「七度耕せば肥要らぬ」といひ、タルは「耕耘は肥料である」と指摘したが、こうした諺や指摘からうかがわれるように、労働要具による耕耘もまた潜在的な地力を発現させるという意味で、地力を造成する機能を果し得る。かくて労働用具か経営方式か、いずれか単独の標識をもつて農法段階を区分すること、至当でない。もしさきの概念規定に即して農法段階を区分するとすれば、労働用具ななく耕作用具と経営方式の両者の複合標識をもつて捉えるべきであらうと思う。

こうした労働用具と経営方式との複合標識によつて、ヨーロッパ農法の段階を区分すれば、およそ次のごとくなる。



もとより右の移行は、必然的過点を通つて順次に高度の農法段階にいたることを意味するものではない。ただヨーロッパの農法がたどりに来た基本的コースを示すだけである。しかしもう一つの問題は、いわゆる自由式農法に關してである。經營方式を同時並列的な集約度序列と解するかぎり、輪裁式の後に自由式が措定されるであろうが、歴史的な發展序列の中に自由式農法を持ちこむことは、すでに内外の学者によつて論証されているごとく、明らかに不当である<sup>3)</sup>。自由式農法のいわゆる「自由」とは地方維持を目的とする作付順序の拘束からの自由を討味するであろうが、ブリンクマン (T. Brinkmann) もいふごとく、作付順序はどれも可動的ならざるはない。その反面、どんなに可動的なものですらもある定まつた、作付順序上の、および經營技術上の作付原理に縛られているのである。されば相違するのは拘束性、いいかえれば可動性の程度だけである。最も可動性に富む超輪裁式 (überfruchtwechselwirtschaft\*) ——この種經營が最近ヨーロッパ各国において増加している——すらもなんらかの拘束を免れないという意味において、いわゆる自由式と異なる。

註(1) 加用信文『日本農法の性格』『日本農業發達史』九卷 六一〇頁

(2) 農業技術協會『農業生産力の史的調査に關する理論と方法』一九頁

(3) 加用信文前掲書およびブリンクマン著熊代幸雄訳『ドイツ畑作付の作付順序像』一六頁

(4) ブリンクマン前掲書

### 三

しからば、右のごとき農法の段階区分に照すと、北海道農法はいかに規定されるであろうか。この問題に接近するために、十勝の畑作農業を採りあげて、検討したいと思う。ただし十勝の農業は、北海道農業の性格を——先進性にせよ、また缺陷にせよ——集中的に表現して、農機具を中心とする農業技術系の發展において常に全道の先驅的役割を果してきたといえるからである。

i) 労働要具 労働要具を視点として、十勝農業の現段階を規定すれば、畜耕手刈段階といふことができる。耕起より中耕、除草、培土にいたる土壌処理作業はすべて畜力に負うているが、それ以後收穫作業までほとんど手労働に依存している。この点については、詳細論及する要はなかるが、一、二補足的に西欧の畜力耕と対比しつつ付け加えるならば、

a) 西欧では、小農ですら二—四頭の連畜を用いて少なくとも六寸耕をおこなうのに反して、十勝においては通常一—二頭の耕馬によ

る四寸耕にすぎない。ドイツの甜菜地帯では三、四寸耕を *schereart* (皮を剥ぐ) と称し、六寸耕以上になって始めて *pflügen* という。  
 b) 西欧では二―三頭の牛馬を用い、一度にハローを四台くらいならべ、これにカルチベーター、コンプランターを付してハローイングをおこない、周到な土壌処理をするが、十勝では一頭曳による粗略な整地しかおこなわない。

ことがあげられる。一言でいえば、欧米に比し、小型化され、簡略化され、低廉化された畜力耕作である。

ii) 経営方式 十勝の農法が経営方式上いかなる段階にあるか、すなわち近代的な輪裁式か、もしくはそれ以前の段階にあるかを示すべき最新の統計を掲げると、左表のごとく古典的輪作形式たる「根菜類、牧草類を採り入れた輪作」をおこなっている農家は——全耕地をあげてたると、もしくは一部耕地を隔つてたるとを問わず——全農家戸数の一割に満たない。耕地面積からすれば、わずかに六%にすぎない。かりに単なる作付交替のものまでふくめたにせよ、全農家の一五%、全耕地の一〇%である。これを一定「一定の作付順序をもつ

表1) 輪 作 に 関 す る 統 計

	総 数		農家数に対する(A)の比率	耕地面積に対する(B)の比率	1町当り面積 B/A	根菜取草を採入れたもの		耕地面積にDの比率	根菜類を採入れた作	その他作
	戸数(A)	町 面積(B)				戸数(C)	面積(D)			
3町未満	44	69.7	1.8	2.2	1.6	24	46.2	1.4	1	6
3～5町	228	1,068.3	8.4	9.1	4.7	116	528.4	4.8	14	12
5～7.5町	641	2,634.2	13.1	8.4	4.1	388	1,480.4	4.4	73	122
7.5～10町	698	3,642.3	15.5	9.4	5.2	460	2,193.2	5.7	110	243
10～15町	966	5,828.0	21.5	10.6	6.0	663	3,417.3	6.2	184	248
15～20町	301	2,487.5	30.1	14.7	8.3	219	1,569.9	9.3	55	261
20町以上	91	634.0	41.9	13.0	6.9	65	405.2	8.3	13	70
計	2,969	16,364.0	14.7	10.1	5.5	1,995	9,640.6	6.0	450	983

北海道統計課調査(昭和33年)による。

て周期的に循環する耕作体系」つまり輪作方式と解するならば、ほとんど大多数は無秩序、無原則なオポチユニズムに墮している。かくして総じて十勝の農業は輪裁式以前の段階にあるといわねばならない。

しかしながら、ただに輪作普及に關する統計を掲げただけでは、十勝の農法の性格が明らかにされない。そこでさら立入つて検討する。ヨーロッパの農業史上、輪裁式以前の段階といへば、主穀式（輪圃式）穀草式等があげられ、なかんづく主穀式の一形態たる三圃式が史上最も著名である。三圃式は、いうまでもなく混在地制度、耕地強制、共同放牧等の共同体的規制を伴う開放地制度に立脚する農法であつて、耕種方式の上では、i) 耕地の三分の一を毎年純粹休閑に付する ii) 圃場の一部が常に放牧地となるという特色を有し、耕地の地力は放牧地、採草地によつて補給されるという地力維持メカニズムの上に成立つていた。かかる三圃式農法に比較すると、十勝の農業は中世ヨーロッパに見るような休閑地を欠いている。もつとも年々の統計は少なからぬ不作付地の存在を告げているが、これは家族労働力の増減、農産物の価格変動によつて偶然的に生じたものであつて、ヨーロッパのごとき作付循環の中での定期的休耕ではない。第二に三圃式と異なり、十勝では明治いらいこんにちにいるまで条播もしくは点播がおこなわれてきており、亜麻、クローバー等一部作物を除いて全作物がほとんど中耕機カルチベーターをもつて中耕されるを常とする。しかして何よりも三圃式農法が成立すべき、制度的、経済的、社会的基盤を欠如している。これらの理由によつて十勝の農業は明らかに三圃式農法の段階と異なるものと見なければならぬ。

他方、輪裁式農法に対比するとき、どのような性格が浮彫りされるであらうか。輪裁式農法は、休閑の廃止を前提とした稔実作（Halbfurche）と莖葉作（Blatfruchte）との作付交替であり、かかる交替をつうじて地力の自己維持が達成される。そしてこの交替を可能ならしめるために条播・中耕の採用を不可欠の条件とする。条播・中耕の採用に關しては、既述した通りであるが、空間的序列としての作付構成と時間的序列としての作付順序において十勝農業は輪裁式農法と著しく相違するといえる。十勝農家の作付構成は、表2のごとく、極端に菽豆類に偏り、禾穀類がはなはだ少ない。根菜類、菽豆類、牧草牧料作物および交易作物は莖葉作に属するが、これが現在七五%以上に達し、稔実作は二五%に満たない。もつともヨーロッパの一部地方においても、最近莖葉作と稔実作との割合がこの程度に達することは、まれではないが、問題は作付順序にある。信頼すべき最近の調査資料に徴しても、一部を除いて大多数の農家で、耕圃全体を一纏めにした運行が妨げられ、分断された細分地の作付順序（Einzel oder Parzellenfruchtfolgen）で遺り繰りしてい

表2) 類別作付構成

	昭和10年		昭和25年		昭和32年	
	町	%	町	%	町	%
禾穀類	52,790	19.3	56,217	35.7	36,212	22.5
菽豆類	201,997	73.6	48,548	30.9	74,689	46.4
根菜類	8,103	2.9	19,803	12.6	16,579	10.3
牧草飼料類	4,361	1.6	20,983	13.3	26,805	16.7
その他	7,155	2.7	11,819	7.5	6,356	4.1
計	274,406	100.0	157,370	100.0	160,641	100.0

北海道統計課調査による。

て、およそ一〇%程度の面積は豆連作に陥っていることが示されている。「こうした農法は、もちろん畑作の進歩した一つの發展段階とは全く異つたものであり、それは一種の遺り繰りであつて、根本的にみれば何等自由な農法の仕方でない。むしろ耕地細分やその他の作付障礙によつて強いられた不規則な農法の仕方である」とあるといふべきである。

しからば十勝農業の地力維持は、いかにして図られるか。ヨーロッパの農業においては、耕地の地力減退は、永久放牧地、採草地の草によつて家畜を媒介として補給されていた。わが国でも刈敷の慣行が示すごとく、直接人力をもつて運ばれた草によつて地力の補給がなされていたが、こんにち十勝における放牧地採草地は、それを所有する農家が全農家のほぼ三分の一にすぎない(表3)。たとえ採草地を有するにもせよ、その草を刈取つて堆肥に積むことは、なかなかおこなわれ難く、また媒介手段たる家畜頭数も、堆肥要施用面積に比較すれば、はなはだ寡少である。かくして耕地の地力減退に対応して、購入肥料への依存が強まり、多肥農業への迫進が必然化するわけである。

さて、経営方式の観点から、結論として十勝の農法段階は、これをいかに規定したらよいか。この点に関して三圃区制と見做すべきであるという提言もあるが、いまにわかにこれに賛意を表し難い。けだし農法の發展史上かかるものがかつて実在したことなく、理論的にも明確さを欠くからである。われわれは輪裁式農法以前の段階といつても、必ずしも三圃式農法を想起するに及ばない。およそ三圃式農法にせよ、輪裁式農法にせよ、中世、近代それぞれの社会経済構成体において技術体系として完成され、定型化されたものにほかならない。いわば一つのコスモスである。しかして一応完成された一つの定型Ⅱ農法から、直ちに他の定型Ⅲ農法に移行し得るとはかぎらない。その間、長いにせよ、短いにせよ、ある程度の移行過程が存する

表 3) 經營土地面積

	昭和 25 年		昭和 33 年	
	所有戸数	面積	所有戸数	面積
耕地	-	163,583	20,412	161,031
採草地	9,695	21,659	8,597	-
永年牧草地	-	-	-	2,676
野草	-	-	-	14,398
放牧地	4,030	17,981	6,436	-
永年牧草地	-	-	-	3,218
野草	-	-	-	15,677
山林(放牧すの)	3,429	28,761	7,222	41,075
その他	-	22,099	-	11,197
小計	-	90,498	-	88,242
農用地計	-	254,082	-	249,273
經營地面積	-	254,615	-	289,599

北海道統計課調査による。

場合が少なくない。かつて英国において封建制が解体して以後、暫時無秩序な商品生産がおこなわれ、これがしばしば地力の減退を拓いて、その結果ローレンス (E. Laurence) の地力維持論やタルの土学説が現われるにいたつたが、こうした史実からうかがわれるように、定型としての輪裁式農法が出現するまでの期間においてカオスの状態がつづくものとすれば、十勝農業の経営方式はまさにかかる混沌たる無秩序の、定型出現以前の段階にあるということができよう。こうした意味において輪裁式以前の段階といひ得るとすれば、十勝農法は、労働要具、経営方式の両視点から、畜耕手刈・輪裁式以前の段階と称してさしつかえない。

註 (1) プリンクマン前掲書

(2) E. Laurence, *The Duty a Steward to his Lord* 1727

J. Tull, *The Horse-hoing Husbandry* 1731

#### 四

およそ中世の三圃式もしくは穀草式農法から輪裁式農法への転換にさして、ヨーロッパにおいても、必ずしもすべて一様に、完全に中世の農法から脱却して、輪裁式農法に移行し得たわけではない。土地改革が完全におこなわれた国と、然らざる国とでは農法転換の仕方の上で、少なからず相違する。英国の輪裁式農法に対して、ドイツでは輪裁式と改良三圃式とが併存した。東欧諸国になると、一層改良三圃式が支配的で

あつた。改良三圃式は近代的土地所有を十分に確立し得なかつた諸国において、遺制的諸関係への協調の上に、形成された改良的耕種方式にはかならなかつた。そしてそれはほぼ一世紀以上も永続したわけである。

戦前に比較して、戦後の十勝農法はどのように変貌したであろうか。戦前の十勝農業は戦後以上に豆作に偏していた。そのことは表2の作付構成から知られるが、この事実から判断すれば、戦後よりもつと混沌たる農法であつたことは、推察に難くない。換言すれば戦後は農法形成の上で何程かの進歩をとげたのである。戦前の小作慣行調査によれば、十勝では大豆等豆類の現物納が少なくなつたが、かかる地主的土地所有が豆作率を大ならしめていた一因であつた。しかるに農地改革はこうした規制を除去した。加うる酪農、土地改良、農機具等への投資もおこなわれて、生産力が高まり、他作物の収益性が幾分改善され、これにつれて輪作形式を整える農家が増加してきてた。これは十町―二十町層を中心としており、二十町以上層になると、豆作重点農家が再び増加する。最近の乳牛頭数の増加ならびにトラクター導入の主導力をなしているのも十町―二十町層であつて、この階層をビークにして、中農肥大化傾向が看取される。

しかし耕地の分散形状は依然として解消されず、ことに十町未満層では戦前と同様に狭少な耕地に踞踏している。総じて農地改革が所詮単なる所有名義の変更に終つたものはなはだ多い。

これと共に輪作方式の導入を上、障碍となるものに、作物間の収益性のアンバランスと、豆類価格の不安定性がある。おそらくこれが最も有力な阻礙要因であろうが、収益性のアンバランスと価格の不安定性とは、戦前、戦後をつうじて本質的に改善されていない。

かくて畜耕手刈、輪栽式農法以前の段階という規定は――多少の進歩の跡が看取されるとはいえ――本質的に変わらず、戦前、戦後をつうじて永く続いてきているということが出来る。

註(1) ブリンクマン著、永友繁雄訳『農業経営方式の原理』五二頁